

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和3年7月20日午前9時00分琴平町役場三階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
8	宮崎 知純	9	森本 初美
4	山田 悟	10	大場 重信
1	大森 薫之	11	山本 重憲
2	都村 尚志	12	宮脇 久雄
3	西島 好弘		
5	宮武 悟		
6	神餘 哲夫		
7	松浦 修		

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第5条許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
の決定について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は9番の森本委員
と、10番の大場委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 議案第1号 農地法第5条許可申請について事務局より説明お願いし
ます。

事務局 議案第1号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

- 事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、旧金毘羅大芝居から町道小松谷川護摩谷線を西に約200m、元琴平老人の家があった町道愛宕町線の交差から北東に約70mに位置したところの農地となります。昭和55年頃より譲渡人が譲受人に一部を駐車場として貸しており、農地法による許可申請が必要であることを知らずに無断転用となっていました。譲受人の駐車する車の台数が増え、駐車場用地として申請地を購入したいとの話があり、今回の申請となりました。公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。
- 会長 議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。
- 地元委員 事務局から説明があったとおりです。昭和55年頃より譲渡人が無断転用にて譲受人に駐車場として申請地の一部を貸していました。譲受人が申請地を駐車場用地として購入し、駐車できる車の台数を増やしたいということで今回の申請となっております。申請地は宅地に囲まれており、周辺農地に支障が生じるおそれもありますし、始末書も添付されておりますので問題ないと思われます。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。
- 会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。
- 会長 議案第1号について ご異議はございませんか。
- 「異議なし」との声
- 会長 それでは、議案第1号 農地法第5条許可について挙手をお願いします。
- 会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。
- 会長 **議案第2号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議お手元の議案書5ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしく願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～3について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和3年7月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農地中間管理事業法第 19 条の 2 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数挙手により賛成でありますので、議案第 3 号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 8 月より実施する農地パトロールについて説明。

会長 次回は、8 月 20 日（金）午前 9 時から琴平町役場 3 階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。